


# 【帯状疱疹や予防接種について】

<p>帯状疱疹とは</p>	<p>帯状疱疹は、多くの方が子どもの時に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で発症する感染症です。 このウイルスは、一度感染すると神経に潜んでいて、加齢や疲労、ストレス、免疫力の低下などによって再び活発になり帯状疱疹を発症することがあります。発症すると、からだの片側の一部にピリピリとした痛みがあらわれ、その部分に赤い発疹が出てきます。 日本では、80歳までに約3人に1人が発症するといわれており、70歳代が最も多いです。皮膚症状が治ったあとも、50歳以上の約2割の方に「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる長い痛みが続くことがあります。</p>
<p>主な症状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚の痛みや発疹(水ぶくれ)が出ることがあります。</li> <li>・60歳以上の帯状疱疹患者のうち、約3.4%が入院が必要な場合もあります。</li> <li>・発疹が治った後も痛みが残り、数ヶ月から数年続くことがあります。この状態を「帯状疱疹後神経痛」と言います。</li> </ul>
<p>治療法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帯状疱疹の治療には、ウイルスを抑える薬があります。早めに治療を始めることで、合併症を防ぐ効果が期待できます。</li> <li>・「帯状疱疹後神経痛」の場合、症状を和らげるための治療が行われます。具体的には痛みを抑える薬や、神経に直接働きかける治療法(神経ブロック)などがあります。</li> </ul>
<p>接種を受けた後の注意点</p>	<p>ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。 注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。</p>
<p>むつ市受託医療機関以外で接種希望の場合</p>	<p>むつ市受託医療機関以外で接種をする場合は、一度全額自己負担で接種していただき、償還払い(払い戻し)の手続きをすることとなります。そのためには<b>申込が必要</b>となります。 市ホームページからweb申込をするか、それができない方は申込申請書を郵送しますのでご連絡ください。 申込申請書が到着してから、接種時に医療機関へ持参する依頼書の発行まで1週間程度かかりますので、余裕をもってお申し込みください。</p> <p style="text-align: right;">\web申請はこちらから/ </p>
<p>予防接種健康被害救済制度</p>	<p>予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。 極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。 制度の利用を申し込む時は、健康づくり推進課までご連絡ください。</p>
<p>長期療養特例</p>	<p>予防接種法において、長期にわたり療養を必要とする疾病等のため、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者について、当該対象年齢を超えて接種を受けることができる長期療養特例が定められています。 帯状疱疹は、接種可能となった日から1年以内は長期療養特例として定期接種を受けることができます。特例に該当するか否かについては医学的な判断が必要のため、詳細については健康づくり推進課へお問い合わせください。</p>

【お問い合わせ先】むつ市健康福祉部健康づくり推進課 電話0175-22-1111(内線2576～2585)